

全日本吹奏楽コンクール島根県大会実施規定

昭和 60 年 1 月 18 日

改定 平成元年 1 月 20 日 平成 5 年 1 月 22 日 平成 11 年 1 月 21 日 平成 12 年 1 月 28 日 平成 15 年 4 月 25 日
平成 16 年 4 月 21 日 平成 16 年 6 月 25 日 平成 17 年 1 月 20 日 平成 19 年 2 月 8 日 平成 20 年 2 月 19 日
平成 21 年 2 月 19 日 平成 22 年 6 月 18 日 平成 26 年 4 月 18 日 平成 26 年 6 月 20 日 平成 27 年 6 月 19 日
平成 29 年 4 月 21 日 平成 31 年 2 月 22 日 平成 31 年 4 月 19 日

(総 則)

第 1 条 全日本吹奏楽コンクール島根県大会は、島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し原則として毎年 8 月上旬に実施する。

第 2 条 実施会場は理事会に図り総会においてこれを定める。

(実施部門)

第 3 条 実施部門は次のとおりとする。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ①小学校の部 | ②中学校 A の部 | ③中学校フリーの部 |
| ④高等学校 A の部 | ⑤高等学校フリーの部 | ⑥大学の部 |
| ⑦職場・一般の部 | ⑧中学校小編成の部 | ⑨高等学校小編成の部 |

(参加規定)

第 4 条 各部門の参加人数は次のとおりとする。(指揮者はこの人員には含まれない。)

- | | | | |
|----------------|--------|------------------------|--------|
| ①小学校の部 | 自由 | ②中学校 A の部 | 50 名以内 |
| ③中学校フリーの部 | 自由 | ④高等学校 A の部 | 55 名以内 |
| ⑤高等学校フリーの部 | 自由 | ⑥大学の部 | 55 名以内 |
| ⑦職場・一般の部 | 65 名以内 | | |
| ⑧中学校・高等学校小編成の部 | 25 名以内 | (登録時の部員数が 25 名以内であること) | |

第 5 条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- | | |
|------------|---|
| ①小学校の部 | 同一小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。 |
| ②中学校 A の部 | 同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学园内小学校児童の参加は認める。) |
| ③中学校小編成の部 | 同一中学校に在籍している生徒とする。なお、複数の学校による合同での参加も可とする。中学校と高等学校の合同も認める。その際には高等学校の部に参加すること。 |
| ④中学校フリーの部 | ①同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学园内小学校児童の参加は認める。)
②A の部に出場する中学校の内、もう 1 チームを出場させる中学校とする。 |
| ⑤高等学校の部 | 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学园内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。) |
| ⑥高等学校小編成の部 | 同一高等学校に在籍している生徒とする。なお、複数の学校による合同での参加も可とする。中学校と高等学校の合同も認める。その際には高 |

等学校の部に参加すること。

- ⑦高等学校フリーの部 ①同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学园内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ②Aの部に出場する高等学校の内、もう1チームを出場させる高等学校とする。
- ⑧大学の部 同一大学に在籍している学生とする。
- ⑨職場・一般の部 当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第6条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第7条 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第8条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第9条 出場団体は課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
ただし、小学校の部、中学校フリーの部、高等学校フリーの部、小編成の部は自由曲のみとする。
なお、登録後の課題曲及び自由曲の曲目変更は原則として認めない。

第10条 編成は次のとおりとする。

- ①課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ②自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。なお、小学校の部においては木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。
- ③自由曲で歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第11条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第12条 課題曲は全日本吹奏楽連盟理事会で決定されたものとする。

第13条 自由曲において著作権保護期間にある楽曲を演奏する場合は次のいずれかに該当していること。また、登録時に次の許諾書のコピーを提出すること。

- ① レンタル楽譜で、演奏許諾が得られていること。
(演奏許諾書のコピー)
- ② 未出版楽譜であるが編曲および演奏許諾が得られていること。
(編曲許諾書および演奏許諾書のコピー)

第14条 (演奏時間)

小学校の部、フリーの部、小編成の部 自由曲のみ7分以内

Aの部、大学の部、職場・一般の部 課題曲・自由曲で12分以内

演奏時間とは課題曲の演奏開始、または自由曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第15条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 16 条 部門順序は毎年第 1 回総会において決定する。なお、出演順序は抽選により決定する。

(審査・表彰)

第 17 条 全日本吹奏楽コンクール島根県大会の審査員は理事会において選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は 7 名とし 2 年継続は妨げない。

第 18 条 審査方法は総会の定める全日本吹奏楽コンクール島根県大会審査内規による。

第 19 条 表彰は部門ごとに次のいずれかを贈る。

①中学校 A の部、高等学校 A の部、大学の部、職場・一般の部

金賞・銀賞・銅賞

②小学校の部

金賞・銀賞

③中学校小編成の部、高等学校小編成の部

金賞・銀賞・銅賞

④中学校フリーの部、高等学校フリーの部

金賞・銀賞

(県代表)

第 20 条 県代表は全日本吹奏楽コンクール島根県大会審査内規に従い、最も得点の高い団体から推薦する。

推薦する団体数は、中学校 A の部、高等学校 A の部は前年度の出場数に応じて中国吹奏楽連盟において比例配分により決定された団体数とし、中学校小編成の部、高等学校小編成の部、大学の部、職場・一般の部はそれぞれ 2 団体以内とする。

ただし、中国大会が島根県で開催される場合は中学校 A の部、高等学校 A の部においてそれぞれ 1 団体増とする。

なお、職場・一般の部において、島根県大会の出場団体が 10 団体以上の場合は 3 団体以内とする。

(その他)

第 21 条 コンクール実施にあたって共催または後援団体をもつことができる。

第 22 条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第 23 条 この規定は総会の議決により改定することができる。